

亀山市告示第110号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金事務を委託したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第32条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社電算システム  
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日  
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した歳入等  
亀山市がコンビニエンスストア等を利用して収納する亀山市農業集落排水処理施設  
条例（平成17年亀山市条例第124号）第11条第1項に規定する使用料
- 4 指定公金事務取扱者に委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで